

民事事件等に関する活動

民事事件等に関する活動は、弁護士業務の重要な部分を占める。その範囲は、裁判所における民事、家事、行政の手続だけでなく、裁判外紛争解決手続（ADR）、行政不服審査、諸審判手続、交渉、法律相談など幅広く、市民生活や企業の活動において弁護士の果たす役割は大きい。

本章は、裁判所における民事、家事、行政事件のほか、民事事件等に関わる弁護士活動について、各統計資料をもとにまとめたものである。

第1節 民事事件

1 民事訴訟事件数の推移

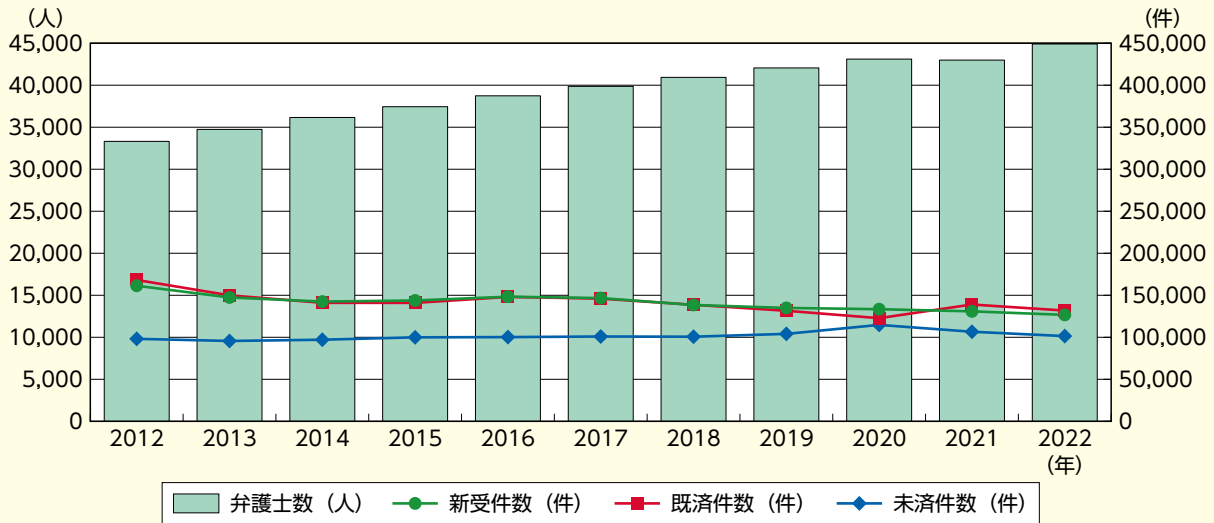
以下は、地方裁判所における民事第一審通常訴訟事件数と弁護士数について経年変化をまとめたものである。なお、近年の民事訴訟事件数の変動には、過払金（不当利得）の返還を求める訴訟（過払金返還請求訴訟）の影響があるのではないかとされていることから、98頁にて、不当利得返還請求訴訟事件数等の推移について掲載している。

本章では、以下、不当利得返還請求を内容とする事件等を「過払金等事件」、不当利得返還請求を内容とする事件を除いた事件を「過払金等以外事件」という。

資料2-2-1-1 民事第一審通常訴訟事件数（地方裁判所）と弁護士数

年	民事第一審通常訴訟事件（地方裁判所）			弁護士数（人）
	新受（件）	既済（件）	未済（件）	
2012	161,313	168,229	98,159	33,317
2013	147,390	149,930	95,619	34,743
2014	142,488	141,008	97,099	36,160
2015	143,817	140,973	99,943	37,445
2016	148,307	148,023	100,227	38,739
2017	146,681	145,983	100,924	39,865
2018	138,444	138,683	100,685	40,934
2019	134,935	131,559	104,061	42,058
2020	133,430	122,763	114,728	43,110
2021	130,861	139,020	106,569	42,989
2022	126,664	131,794	101,439	44,907

資料2-2-1-2 民事第一審通常訴訟事件数（地方裁判所）と弁護士数の推移



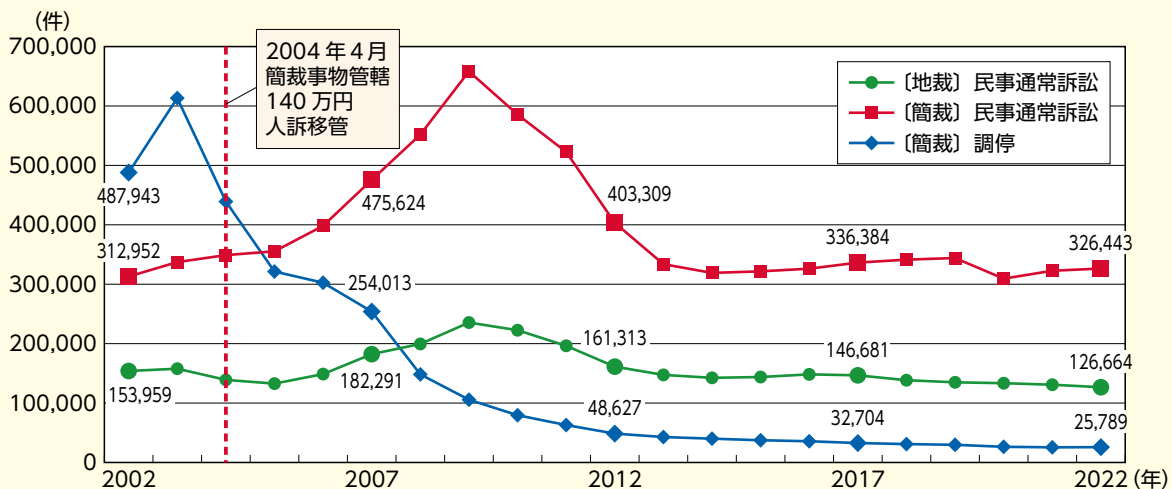
【注】 1. 弁護士数は、各年の12月31日現在のもの。
 2. 民事事件数は、『司法統計年報（民事・行政編）』『民事・行政事件数—事件の種類及び新受、既済、未済—全地方裁判所及び地方裁判所別』によるもの。
 3. ここでの「民事第一審通常訴訟事件」とは、地方裁判所における「通常訴訟事件」及び「人事訴訟事件」を指す。なお、2004年4月1日以降提起された人事訴訟は、地方裁判所から家庭裁判所に移管されており、地方裁判所は同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以後に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していたが、2010年までに全て既済となった。

2 民事第一審通常訴訟事件の新受件数の推移

弁護士が関わることの多い地方裁判所・簡易裁判所の民事第一審通常訴訟と、増減の変化の大きい簡易裁判所の民事調停の新受件数の推移を見ると、民事第一審通常訴訟は地方裁判所・簡易裁判所ともに増加し続けていたが、2010年から減少に転じており、2013年以降は横ばいで推移している。

他方、簡易裁判所の民事調停は、2003年をピークに減り続けている。

資料2-2-1-3 民事第一審通常訴訟新受件数の推移（地方裁判所・簡易裁判所）



【注】 1. 数値は、『司法統計年報（民事・行政編）』『民事・行政事件数—事件の種類及び新受、既済、未済—全地方裁判所及び地方裁判所別、全簡易裁判所及び地方裁判所管内全簡易裁判所別』によるもの。
 2. 本項の地方裁判所における「民事第一審通常訴訟事件」とは、「通常訴訟事件」及び「人事訴訟事件」を指す。
 3. 2004年4月1日から、簡易裁判所の事物管轄については140万円に引き上げられ、140万円以下の請求に係る事件については簡易裁判所の管轄になった。また、同年同月、人事訴訟は家庭裁判所の管轄となった。